

平成 28 年（2016 年）熊本地震対策庁内連絡会議設置要綱

（一部改正案）

（設置）

第1条 平成 28 年（2016 年）熊本地震（以下「本地震」という。）発生に伴う、国における「被災者生活支援チーム」の設置を受け、本地震に係る全庁一体となった支援対策のため、「平成 28 年（2016 年）熊本地震対策庁内連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 連絡会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本地震に伴う人的支援に関する事。
- (2) 本地震に伴う物的支援に関する事。
- (3) その他本地震に伴う支援のため必要な事。
- (4) 本地震にかかる課題の共有と対応の検討に関する事。

（組織）

第3条 連絡会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、別表 1 に掲げる職にある者を充てる。

- 2 本部長は、連絡会議に関する業務を統括し、連絡会議を開催する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故がある時又は本部長が不在の時はその職務を代理する。
- 4 連絡会議の所掌事務を円滑に処理するため、幹事会を置く。

（連絡会議）

第4条 対応方針の決定、連絡調整を円滑に行うため、連絡会議を開催する。

- 2 連絡会議は、本部長が招集する。
- 3 連絡会議は、本部長が主宰し、別表 1 の中からその都度必要と認めた本部員で開催する。
- 4 本部長は、別表 1 に掲げる者のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。
- 5 本部員は、本部長に対して連絡会議の開催を求めることができる。

（幹事会）

第5条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、別表 2 に掲げる職にある者を充てる。

- 2 幹事会は、連絡会議からの指示事項の処理及び連絡、調整等を行う。
- 3 幹事会は、幹事長が主宰し、別表 2 の中からその都度必要と認めた幹事で開

催する。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、防災対策部防災対策総務課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 18 日から施行する。

2 平成 28 年 9 月 27 日一部改正

別表 1

区 分	所 属
本部長	知事
副本部長	副知事
	副知事
	危機管理統括監
本部員	防災対策部長
	戦略企画部長
	総務部長
	健康福祉部長
	健康福祉部医療対策局長
	健康福祉部こども・家庭局長
	環境生活部長
	環境生活部廃棄物対策局長
	地域連携部長
	地域連携部スポーツ推進局長
	地域連携部南部地域活性化局長
	農林水産部長
	雇用経済部長
	雇用経済部観光局長
	雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長
	県土整備部長
	会計管理者兼出納局長
	企業庁長
	病院事業庁長
	教育長
警察本部長	

別表 2

区 分	所 属
幹事長	危機管理統括監
幹事	防災対策部副部長
	戦略企画部副部長
	総務部副部長
	健康福祉部副部長
	環境生活部副部長
	地域連携部副部長
	農林水産部副部長
	雇用経済部副部長
	県土整備部副部長
	出納局副局長
	企業庁副庁長
	病院事業庁副庁長
	教育委員会副教育長
	警察本部警備部長